

農業者の皆さまへ

電気柵・防護柵補助金のご案内

(西郷村鳥獣被害対策事業費補助金)

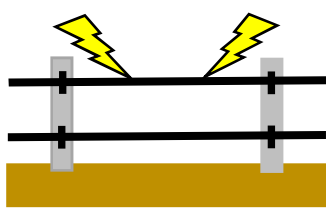
大事な作物が・・・



被害に会う前に



電気柵・防護柵を設置しましょう！



対象者

住所、申請地ともに西郷村である農林業生産者（個人）

または集落を基礎とした3戸以上の農林業生産者の組織（組織）

対象施設

- ①電気柵及び附帯設備
- ②耐用性隔障物（メッシュ柵等）
- ③その他有効と認められる設備

補助額

要する経費の **3分の1**（個人は上限10万円 組織は上限20万円）

※要する経費が3万円未満の場合補助対象になりません。

補助金の注意点

○補助金が出るのは年度内に1回のみかつ新品に限ります。

（同一年度内にすでこの補助金を受けている場合は補助対象になりません）

○経費が10万円を超える場合は、見積書を2社以上でとってもらう必要があります。

○電気柵・防護柵設置後の補助金申請はできません。

申請方法

設置前に申請が必要です。



申請に必要なもの

- ☐ 西郷村鳥獣被害対策事業補助金交付申請書
- ☐ 見積書
- ☐ 設置予定場所の位置図
- ☐ 商品カタログ
- ☐ 通帳の写し

この五つをそろえて西郷村産業振興課へ申請する。



申請に不備がなければ申請後1週間程度で決定が出ます。

交付決定



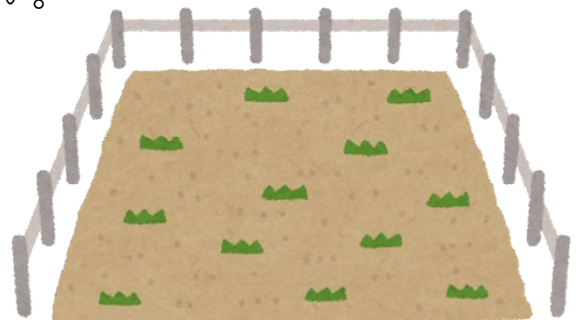
着手届の提出

交付決定後速やかに提出してください。



設備を設置

申請した年度末までに
設置を完了してください。



実績の報告

完了後速やかに提出してください。

- ☐ 鳥獣対策事業完了届
- ☐ 鳥獣被害対策事業完了報告書
- ☐ 設置写真
- ☐ 領収書、納品書
- ☐ 補助金請求書



補助金支払

お問い合わせ

西郷村 産業振興課 0248-25-1116

